

京都部落問題 研究資料センター通信

第62号

発行日 2021年1月25日 (年4回発行)

編集・発行 京都部落問題研究資料センター

当資料センター主催「二〇二〇年度差別の歴史を考える連続講座」の第四回から第六回を京都府部落解放センターで、一〇月二十九日・十一月六日・一三日に開催しました。講演要旨は次の通りです。詳しくは年度末に発行予定の講演録をご参照ください。

第4回

神輿場はなぜ荒れたのか

—近代京都の祇園祭神輿渡御を中心に—

講師 中西仁さん

(立命館大学教員)

祇園祭の神輿渡御とは、七月一日の山鉾巡行後、西御座、中御座、東御座の三基の神輿が市中を渡った後に旅所に鎮座し、二四日に市中を渡って八坂神社に還る神事である。

近世までは神輿を昇く人は駕輿丁と呼ばれ祇園社と特別の関係をもつ人々だったが、後に神輿昇を雇うようになり、幕末には三条台船頭町の人々が昇くようになる。

現在、中御座は「三若神輿会」、西御座は「錦神輿会」、東御座は「四若神輿会」が神輿渡御を担っている。

「四若」とは四条船頭町若中の略で、幕末頃から高瀬川の船頭たち

が神輿を昇っていたが、高瀬川水運の衰退とともに明治末には若竹町の人達が担うようになる。三条大橋東にある若竹町は幕末以降急速に人口増加し、木賃宿が急増した地域である。近世には「寺裏」と呼ばれる貧民の集住地域であった。

神輿場とは「神輿が渡御する場」のことで、そこでの大規模な喧嘩や揉め事、騒動を神輿荒れという。明治大正期に「四若」が関わった神輿荒れが数多く起こったことが当時の新聞などからわかる。但し、大正一二年以降は起こっておらず近代特有のものであった。

この神輿荒れは「公怨型」「劇場型」「抗争型」の三つに類型化することができる。「公怨型」は明治大正期に人権意識が芽生える中、差別的対応に対する祭礼という公共空間での異議申し立て、「劇場型」はインフラ整備で拡張された道路を舞台にして目立とうとする心理、「抗争型」は地域同士の対抗心によるものといえる。

近代の若竹町は定職を持たない雑業者や流入者が多く、周辺からの差別的眼差しを受けていた。そういう中で、同じ氏子、地域住民としての強い承認願望や自由奔放な生活感覚などが「神輿荒れ」を起こしたといえる。

第5回

全国水平社創立前の「差別 糺弾闘争」

—京都・東七条の経験から—

講師 朝治武さん

(大阪人権博物館館長)

全国水平社創立による水平運動の成立は、今日まで続く自主的・組織的な部落解放運動の出発点である。そして差別糺弾闘争は全水創立以降、今日までの部落解放運動を代表する基本的闘争形態である。しかし、水平社創立以前にも部落差別に対する抗議・異議申し立ては存在した。

「京都駅差別事件」は一九二一年五月、京都駅前広場で遊んでいた東七条の少年二人に駅員らが暴行し「穢多なら殺してやってもよい」と差別発言を行った事件である。少年の母親はすぐに派出所へ駆け込み、殺してやってもよいというような法律があるのかと抗議をしている。また東七条の住民たちは青年団から交渉委員を選んで七條警察署長や京都駅長と交渉し、駅長の口頭での陳謝と新聞へ謝罪広告を出すことを受け入れさせた。朝田善之助は後に「京都ではじめての糺弾だった。これをきっかけに京都の部落解放運動の組織化の

話がすすめられた」と記している。「上田壮吉差別事件」は一九二二年二月、市会議員の上田壮吉が特別市政施行運動を巡る論議の中で「穢多村の仲間入りはしない」と発言し、それに抗議した市議鈴木紋吉が上田を殴打して上田に告訴された事件である。

鈴木選挙基盤であった東七条では吉崎民之助ら革新的な青年が先頭に立って告訴の取り下げ、議員辞職、謝罪広告の新聞掲載を要求し、「上田市議失言問題に対する批判演説会」が開催され、上田は東七条の住民に失言を陳謝する。その後吉崎らは、全国水平社創立大会で上田に対する名誉棄損の訴訟を提案し、可決されている。

これらの二つの事件における抗議や異議申し立て、謝罪要求は自然発生的であり非組織的で明確な論理をもつものではなかったが、その後の水平運動における徹底的糾弾に継承されており、「差別糾弾闘争」の端緒と位置づけることができる。

第6回
近代京都の被差別部落と
在日朝鮮人―錦林地区と土木事業

講師 高野 昭雄さん
(大阪大谷大学教員)

近代京都の被差別部落の主な産業は靴履物修繕製造業だったが、錦林地区ではそれらの部落産業は発達せず、多くは雑業や日稼仕事に従事していた。一九一〇年前後の京都三大事業のひとつ、第二琵琶湖疎水工事が近隣で行われる頃から人口が急増し、土方仕事が多

くの世帯の生業となっていた。錦林地区と朝鮮人労働者の関係が強まるのは京都市都市計画事業が本格化した一九二〇年代半ばからで、北大路通、西大路通、九条通の建設、その周辺の宅地開発など大規模工事が行われ、この事業には錦林地区の土木請負業者の下で多くの朝鮮人労働者が従事した。錦林地区内に住む朝鮮人は少なかったが、山科から西ノ京までの各工事現場近くに錦林地区の請負業者配下の朝鮮人飯場が多く作られていた。

戦前期の京都市における土木建築工事では、何段階にも分けられた工事の下請け構造の下部で、被差別部落の土木請負業者が被差別部落住民と共に朝鮮人労働者を使っていたケースが多く見られた。

京都市の骨格を作った戦前の都市計画事業は、こうした被差別部落住民や朝鮮人労働者に支えられていたのである。

本の紹介

荒井裕樹著

『障害者差別を問いなおす』

松波めぐみ

(大阪市立大学非常勤講師)

1. はじめに

「障害者の人権」(の学習)というとき、なぜ学校や行政はそれを「思いやり、やさしさ」「手助けの方法を学ぶ」に変換してしまうのだろう。部落問題等と比べて、なぜ障害者については「当事者運動の歴史」が知られておらず、学校でも教えられないのだろう。障害者差別解消法(二〇一六年施行)はなぜこんなにもわかりにくく、説明を試みても空回りしてしまうのだろう。――これらの問いは、障害者運動に長年関わりながら障害学を学び、市民・行政職員・企業関係者向け人権研修を行っている私の日常的な悩みである。今回紹介する本は、想像以上に直球で私のもやもやに言葉を与え、大いに力づけてくれるものとなった。著者の荒井裕樹さんは文学研究者であり、ハンセン病に罹った人

たちの文学作品や精神科病院での芸術活動についての研究のほか、日本における障害者運動の歴史において欠かすことのできない脳性まひ者の団体「青い芝の会」(以下「青い芝」と略す)の研究で知られる。特に神奈川の「青い芝」で活動した横田弘氏(故人)の思想や作品を手掛かりにして書かれた『差別されての自覚はあるか―横田弘と青い芝の会「行動綱領」―』(現代書館)は障害学研究者の間でもたいへん評価が高く、私も味わって読んだ。荒井さんは晩年の横田弘さんと直接の交流をもっていたことが作品に独特の温かみを与えるものになっている。その「温かみ」は今回の『障害者差別を問いなおす』でも健在だ。より幅広く一般読者に宛てて書かれた新書であるが、内容はまったく薄くなっていない。むしろ現代のヒリヒリするような問題に切り込んでいる分、

「一通り知識を得ておこう」ぐらいの気分で本書を開くとやけどをするほどだ。

この紹介文では、私が考えるこの本の意義として、どういうことが『差別』かを解きほぐす視点を提供していることと、「青い芝」についての誤解を解き、現代も大事にされている考え方に繋がっている点を明確にしたことに絞って書いてみたい。

2. どういうことが「差別」なのか

◆「差別」のわかりにくさ

「差別」をどう捉えるかは難しい。障害者差別に限ったことではないが、日本社会では「差別」を「心の問題」、「人を嫌う、避けること」と捉えている人が多い。歴史的につくられてきた社会構造や力関係の視点は抜け落ちて、「電車の中で障害者らしき人を見かけるが、苦手だと感じる」ということを指して、「これは差別でしょうか？」と恐る恐る私に尋ねてくる学生は毎年いる。否定的感情を抱くのは確かに居心地が悪い。それをごまかすために「24時間テレビ」的なものが用意されているのでは？と私は思う。

差別について法律（障害者差別解消法）の中身から説明することはできず、私の仕事のひとつだ。しかしそうしたところで何一つ伝わらない虚しさがある。社会のバリアを除去する「合理的配慮」（例えば段差の解消、聞こえない人への情報保障等）をしなければならぬ、と説明すると、一応聞き手はうなづいている。しかしその「合理的配慮」を行わないことは「差別」になると説明したとたん、聞き手（特に企業関係者）からは感情的反発が返ってくる。自分が何気なく暮らしている社会が、実はさまざまな場面で誰かを排除してきたことなど認めたくないという頑なさを感じる。荒井さんは序章で、「差別」の理解されにくさ、なじみにくさについて、次のように述べる。

・自身の行ないや価値観に対して「差別だ」と責められることは、誰にとっても心地よいことではありません。誰もが「差別者」として指さされたくはありませんから、「差別」という言葉の意味の輪郭をぼやかしておきたいという心理が働くのかもしれない。（10頁）
・「差別する意図はなかったから差別でない」といった主旨の発言

を目にすることがあります。…たとえ個々人の内心で「差別への意図」がなかったとしても、この社会の中に「特定の人たちに対して不利益を与える構造」が存在しているのであれば、それは是正しなければならぬはずで、そうした構造に無自覚だったり、是正する必要を感じないという人がいるのであれば、その人は「差別に荷担した」と見なされてしかるべきだと思います。（12頁）

その通りなのだ。「差別」という言葉が出されると、自分が道徳的に責められると感じて居心地が悪くなる人が多い。特定の人に不利益を強いる構造があることなど、考えずに済むのがマジョリテイであり、その構造は是正しなければならぬ——そう認識することが大事なのだ。私自身、何をすれば「差別した」ことになるかを幾度となく質問されてきたが、そんな安易な問いへの答えは存在しない。どういう認識が「差別に荷担することになるかに気づかせることが人権学習・啓発では大切なだろう。

◆相模原事件と「差別」

荒井さんは、何を考えることが

「差別を考える」ことになるのかを慎重に検討していく。

たとえば二〇一六年七月に入所施設で起こった相模原事件（相模原障害者殺傷事件）は、元職員の手によって一九人もの命が奪われ二六人が重軽傷を負った大事件だが、一般市民に必ずしも記憶されていない。「覚えていない」「知らない」人が少なくないのだ。（私自身、非常勤講師をしていて事件を取り上げると、「こんな事件があったことを知りませんでした」と書いてくる大学生が多い。）そしてこの事件は特異な犯人（現・死刑囚）の思想や言動にばかり焦点があてられ、「差別」「地域社会からの排除」という観点からは、ほとんど理解されていない。

・この事件は障害者施設という「遠いところ」で、「異常な人間」が起こした「例外的な事件」として受け止められ、他人事として考えられている節があります。…この事件を「他人事」と思った瞬間、私たちは「特定の人たちが殺されても気にならない社会を生き延びる」ということを肯定することにならずに、壁の向こうで何が起

きるかを想像してみてください。自分や自分の大切な人が、壁の向こう側に押しやられない保障などどこにもありません。そして、特定の人たちを無関心という壁の向こう側に追いやることは、「差別」以外の何ものでもないのです。(18頁)

「特定の人たちを無関心という壁の向こう側に追いやること」は差別以外の何ものでもない、というのとはかなり強い表現だが、確かに事件の本質を突いていると思う。

障害者の中でも特に重度の知的障害があり、自分の意思を言葉で表現しにくい人は、最も権利を、尊厳を踏みにじられやすい。この事件で遺族が実名を出すことをかたくなに拒否したのも、社会全体がかれらの生きづらさに無関心なまま排除したことの帰結だからだ。

◆日常にある恐怖感

荒井さんはさらに、相模原事件が起る前から、「いつか障害者が無差別殺人の被害に遭うのではないか」という恐怖感を抱いていた、障害当事者の知人の声を紹介している。それは在日外国人へのヘイトスピーチ、生活保護バッシング等の時代の雰囲気を感じての

ことでもある。

・少し混み合った電車に車椅子で乗り合わせたというだけで、急いで歩く人が多い道をゆっくりとした移動できないというだけで、ただそれだけのことで暴力を振るわれるかもしれない——相模原事件の後、こうした不安に襲われることがあるという話を、障害のある知人から聞く機会が度々ありました。(20頁)

つまり、あからさまな差別を受けることは少なくとも、「周りの健常者から反感を買わないように」慎重に行動しなければならぬような場面がたびたびあるのが、障害当事者の日常だ。

◆差別を問い直す方法として「原点」を探る

荒井さんは「障害者差別とは何か」を問い直す方法はさまざまにありうるけれど、自分は「障害者差別が問われた原点のことを調べ直し、現代に通じる問題を見つけよう」という方法をとることを宣言する(21頁)。

具体的には、一九七〇年代(あるいはその前から)、日本社会の片隅

で一群の脳性まひ者たちが行った行動や残した言葉を書き起こし、そこで示されている思想を紹介していく。どういった現象や扱いを、障害のある本人が「差別」だと捉えたのかを辿りなおす。それは、こんにちの「差別」観や法律上の定義とは若干のズレはある。障害者のなかでも肢体不自由の身体障害者(多くの場合、言語障害あり)の経験しか取り扱っていないこと、限界もある(もちろん荒井さんはそれに自覚的だ)。

だが、間違いなく本書でたどりなおす七〇年代の言葉は、二〇二一年の日本社会に息づく「差別」を抉り出しているのだ。

3. 「青い芝」への誤解を解く

◆誤解を解く

福祉関係者や障害者運動に携わったことがある人の中で、「青い芝」を知っている人は多い。だが、過去二〇年ほど関西の障害者運動にかかわる中で私が耳にしてきたのは、「昔はぎやんぎやん吠えていた」「華々しい活動をしたけど、過激すぎて、障害者への反発を地域社会に残した」「〇〇養護学校では、教師が生徒に『青い芝にだ

けは近づくな』と言っていた」といったトーンという言葉が多かった。インパクトは認めながらも、現代に「生き残れなかった」活動というニュアンスを感じる。そして「青い芝」の功績を完全に無視している組織もある。

そんな中で私自身、荒井さんの本を読んで(前著も含めて)、自らの認識不足を強く恥じることになった。

・「話の通じない人たち」と見なされたり：しかし、現時点から振り返れば、こうした抗議行動がきっかけとなり、その後「障害者差別とは何か」について考えるための議論が大きく進んだことも事実です。「障害者差別」と闘ってきた団体は青い芝の会だけではありませんが、障害者本人が「障害者差別と闘う」という姿勢を示しはじめたのは、青い芝の会が大きな契機となったことは事実です。その意味で、同会の功績は決して無視できません。(47頁)

荒井さんは現代の私たちから見て「過激」に見える言葉を強調することなく、当時発せられた言葉を丁寧に拾いながら誠実に分析していく。

「青い芝」についてしばしばある誤解に、「いきなり」過激な行動をとって世間を驚かせたというものがある。たとえば一九七七年に国鉄(当時)川崎駅前で行われた「バスジャック」事件だ。「何十人も車いす使用者が駅前に集合して、他の乗客を追い出し、係員の言うこともきかずバスを占拠し、地域の交通網を大混乱に陥れた」というイメージを抱いていた。しかし事実は全くそうではなかった。地道な交渉や申し入れを行い、バス会社に、行政に政府機関に足を運び、それでも埒があかず、その上で決行されたのである。

また、「青い芝」が掲げた「行動綱領」の過激さが、市民や福祉関係者を遠ざけてしまった、ほとんどの「普通の、平凡な」障害者には無縁だった、という誤解もあるように思う。「我々は、愛と正義を否定する」「問題解決の路を選ばない」という文言が躍る「行動綱領」は、善意の市民の神経を逆なでするような痛快さがある。この思い切りの良いフレーズは(特にインテリには?)魅力的に映るが、建設的なものは何も生み出さないかのように見える。

だがそうではなかった。行動綱

領の意味については荒井さんの本を読んでいただきたいが、ここで紹介したのは、とりわけその時代を生きていた障害者本人にとつて、「青い芝」の放つ言葉が大きな解放感をもたらしたという事実である。

たとえば金満里(劇団態変の主宰者で、ポリオの当事者)は「私は施設で育って、いろんなものを見てきて、彼らの言わんとしていることが本当によくわかった。理屈ではなく、感覚・実感の部分でこの行動綱領が大好きになったのだ。わけはわからなくても痛快さがあった。…世間からはずいぶんと反感をもたれた。」(57頁)と語る。つまりそれまでは、「同情を請う、お願いする」ような運動しかなかった。もっといえば存在を許されなかったのだ。

「青い芝」が一九七〇年代に行つた行動をきっかけとして、脱施設や交通アクセスの運動が始まったことは歴史を多少勉強した者には自明である。「こうした解放感を得た障害者たちによって、七〇年代を中心に、障害者差別に対する激しい抗議運動が展開されていったのです」(58頁)。

◆「優しさ、思いやり」はなぜ差別なのか

「青い芝」の主張や行動が、それまでの障害者団体のものとどのように違ったのかを、荒井さんは次のようにまとめている。

・青い芝の会の主張や行動は、それまでの障害者団体によってなされてきたものとは、まったく性質の異なるものでした。少し乱暴な整理になりますが、同会の登場以前、障害者差別とは主に「障害者への『優しさ』や『思いやり』を欠くこと」であり、障害者差別が起きる原因も、「障害者への『優しさ』や『思いやり』が足りないから」と考えられることが多かったと言えるでしょう。現在も、こうした認識をもつ人は少なくないかもしれません。しかし、青い芝の会は、障害者への「優しさ」や「思いやり」といった感情それ自体が「差別」なのだ指摘しました。あるいは、こうした感情が「差別」を助長したり、見えにくくしたりするのだと訴えました。(59頁)

優しさや思いやりという感情、それ自体が「差別」だというのは、

「言い過ぎ」のように思われるかもしれない。現在の言葉でいうと「パターナリズム批判」(支援者等がよかれと思って介入することで障害者の主体性を抑圧することへの批判)に近いが、「青い芝」の提起はそれにとどまらない。障害者に「優しさや思いやり」という善意で近寄っていけばそれで責められることはないだろう、といわんばかりの健常者側の思考停止を咎める意味もあつたのである。

◆「青い芝」の独自性

荒井さんは「青い芝」が他の障害者団体と異なる点を四点に整理している。

まず一点目は差別に対して、明確に「闘う」という姿勢を見せたこと。それ以前にも障害者団体は存在していたがリードしていたのは親や専門家。本人は、「守られる立場」。それに対して「青い芝」は本人が街頭でマイクを握った。これは二〇〇〇年代から国際的な障害者運動において広まった「われわれ抜きにわれわれのことを何も決めるな! (Nothing about us without us)」というフレーズが、どのような歴史の上で醸成されてきたものを示すものでもある。

二点目は、それまで「常識」と信じられていた価値観に対して、障害者の立場から拒絶の意思を示したことである。その代表例が「障害者の親」を「最大の敵」として批判したということに象徴的にあらわれている。世間では「障害者は育ててくれた親に感謝して当然」と思っているものだから、なかなか理解されにくかったのは無理もない。(付言すると、この

「青い芝」による「親」批判の言説を知って傷ついた親は少なくない。しかしその「親」批判の意味を理解して、自らが抑圧者にならないための方法を探っていった「親」の立場の人もまた多くいることを私は知っている。)

さらに「青い芝」は、障害者を集めて収容する施設のあり方も批判した(62頁)。障害者自身が「人権侵害の温床」として施設批判を行うことは、その後の時代では当たり前前のことになっていくし、福祉政策も「施設から地域へ」転換していく。だが一九七〇年代においては、施設は「進んだ福祉施策」そのものであった。

当時、(家族による)障害児殺しが起こるたびに、世論は「施設があれば防げた」と断じた。それに對して「青い芝」は、「親の立場

からのみ」施設の必要性が訴えられていたことに猛烈に反対したのである。

現代でこそ、障害者自身が運営し「障害者が障害者の支援を行う」自立生活センター(CIL)が各地にあり、CILによる事業所で公的な介護福祉サービスを提供している。だが一九七〇年代はそのようなものは影も形もなかった。施設を拒否するということは、家族に全面的に介護を負わせることを是認するかのよう思われてしまいう時代であったが、それでもかれらは「地域から障害者を排除し、見えないところに追いやる」ものとして施設を批判したのである。

三点目は、より根源的なものと私は考えるが、「青い芝」は「障害者であることに割り切る」という姿勢をとり、「克服」「治療」という考え方を拒絶したのである。それまでは「障害を軽減するために」努力を惜しまない障害者が「立派」とされていた。しかし「青い芝」は、なぜ障害者が障害者のままで生きていてはいけないのかと、逆に社会の価値観を問う幻想に陥ることを戒めた(64頁)のである。

これもまた、世間の人からは理解不能な、ひねくれたものに見えたことだろう。しかし障害者自身が自らの障害を否定的なものとして見る価値観にとらわれてしまえば、いやおうなく自己否定へと追い込まれてしまう。現代では、セルフヘルプグループや、自立生活センターでの「ピアカウンセリング」において自らを否定する価値観を払拭して新たな価値観をつくりなおすことが試みられているが、「青い芝」はすでにその端緒を開いていたのである。

四点目としては、現代の資本主義社会や、その価値観を批判した人間を「働ける、働けない」という価値観で分断、序列化するような合理主義的・経済主義的な価値観を問うていったということになる。

「働くことこそ善」という価値観を否定することは、世間に背を向ける姿勢のように見える。だがこれは、障害の程度が重く、言語障害もきつい脳性まひの人たちが中心にいた「青い芝」だからこそ、主流の価値が根本的に人と人との間に線を引いて排除することを見逃さなかつたのであろう。

◆「青い芝」の問題提起は現代の

課題を映し出す

このようにかれらの問題提起は、いずれも本当に根源的なものだったと改めて思う。私自身は、二〇一〇年代に「障害者権利条約」を日本社会に普及させるための地域運動として、京都府で条例をつくるための動きに事務局として加わった(二〇一五年三月に「京都府障害のある人もない人も共に生き生きと暮らしやすい社会づくり条例」として施行)。権利条約という国際的なモノサシを通して、日本社会(あるいは京都という地域)でどのような差別や排除があるのかを洗い出し、行政に對して提起するような活動を数年にわたって行ってきたのだが、自身の経験に照らしても、「青い芝」が一九七〇年代に提起したことは少しも古くなく、まさに普遍的だと感じる。

たとえばいくら障害者雇用の制度が発達し、「就労継続A型、B型」の事業所ができ、職業訓練機関ができたとしても、それによって満足な収入を得ることを含め、尊厳ある職業生活を実現できている人はごくごく一握りである。そうした「障害者用の場所」にも通い続けることができず、家に引きこもっている人を身近なところで

も複数知っている。彼らは「価値がない」のか、「努力不足」なのか。逆説的に、現代こそ「働けることが人間の価値なのか？」という問いの切実さが増しているように思う。

4. おわりに

「青い芝」はなぜ「健全者」という言葉をあえて使ったのか。言語障害の重い人の声を直接聞かせ（簡単に他人に「代弁」させない）ことになぜこだわったのか。「障害のある子どもとして生まれ、親になる」ことを否定する優生保護法に対してどのように抗ったのか。等々、本稿でとりあげたかった事は他にも多くある。

半世紀の間に、都市部における物理的バリアの除去、（違和感の少ない言動がとれる人に限ってだが）障害者の「活躍」の場の拡大など、社会の変わりやすいところは確かに変わってきた。それが障害者の生活の幅をいくらか拡大したことは事実であり、それも運動の成果だ。公的介護保障の運動によって二〇〇三年以降はヘルパー制度が全国で利用できるようになったことも、見逃せない大きな変化だ。

しかし一方で、介護制度の創設は障害者と「健全者」が街で直接ふれあう機会を減らすことにもなった。そしてたとえばバスの利用について、「乗務員や乗客の迷惑にならない範囲内のみ、障害者もバスに乗ってよい」とする考え方は（172頁）は、びっくりするほど健在である。二〇一九年七月、私は目の前で車いす使用の友人がバス乗車を拒否される事件に遭遇したが、抗議のアクションをとってメディアの取材を受けたところ、その記事のコメント欄には「障害者のわがまま」「介護タクシーを使い」「等の書き込みが殺到し、「炎上」に至った。

横塚晃一氏（横田弘と並んで「青い芝」を牽引した人物）はバスジャックを通して「発想の転換」を求めていた。しかしそれがいかに容易ならざることかを肌身で感じる契機となった。

ぜひ直接荒井さんの文章に触れて、この半世紀の変化と変わらぬものについて、また自分は社会のどこに位置しているのかについて、思いを巡らせていただきたいと願う。
（筑摩書房刊、二〇二〇年、八四〇円十税）

本の紹介

山本 崇記著

『住民運動と行政権力のエスノグラフィ』

差別と住民主体をめぐる〈京都論〉

永田 貴聖

（宮城学院女子大学）

一、現在の崇仁と東九条からみえる風景の中身

新型コロナウイルスCOVID-19が世界的に流行する以前、二〇二〇年二月頃まで世界中からの多くの観光客で賑わっていた京都駅の北西側に崇仁地域がある。そして、駅の南側には東九条地域が広がっている。この両地域はJR線を挟んで隣接している。一方は、被差別部落地域であり、そして一方は、在日コリアンが集住する地域として知られている。現在、差別を受けてきた（もしくは、受けている）多くの人々が生活する両地域は高齢化が進み、急激に人口が減少している。近年では、新たに建設された公営住宅や、本書でも紹介されている下京いきいき市民活動センター、京都市地域・多文化交流ネットワークセンターなどの

公共施設、さらに、観光客増による集客を見込んだホテルや宿泊施設など比較的新しい建物が多いようにみえる。しかし、このような街並みはおそらくここ一〇年間に急激にできたものである。かつて両地域とその周辺は、都市下層社会であり、「不良住宅地区」、「スラム」、「不法占拠地域」だと考えられ、そう呼ばれてもいた。現在、多くの公営住宅や公共施設ができたのは、両地域においてさまざまな住民運動が展開され、行政権力との交渉とせめぎ合いを重ねたことの結果によるものが多い。「交渉とせめぎ合い」の過程はみえてこない。本書の争点はまさにその「交渉とせめぎ合い」の詳細な過程を明らかにしたことである。より具体的に説明すると、本書は、

地域に住む「被差別部落民」と「非被差別部落民」、「在日」の当事者住民、外部から来た学生・活動者、研究者が、地域の生活状況を改善改良するために参画している住民運動と行政権力との交渉によって形成した主体に注目している。この主体は盤石なものではない。本書では、住民運動は社会構造、政策・制度、意識／相互行為による差別の再生産・固定化に對して、是正と解体を求めつつ、時には、「部落」や「在日」、外部からの活動者、研究者という運動する個々人の属性、個々それぞれが帰属する運動体や組織、グループなどカテゴリー／属性に縛られながらも、差別を是正しようとする実践と共同性の構築に照準を合わせている。

そして、重要なのは、筆者である山本崇記氏（以下、山本）自身が長年、崇仁・東九条両地域にある複数の団体に深く関わり、従来の研究者の役割や領域を越えてさまざまな立場の当事者と関わった足跡である。山本自身も当事者とまて言えなくとも、すでに「関係住民」となったとは言えるだろう。本書は、山本の学術的な成果であるが、山本の存在そのものは崇仁・

東九条両地域においては学術成果以上のものを残しているのではないかと思う。なぜ、本書の紹介者である私がそのようなことを言えるだろうか。それは、私自身も山本が行っている両地域での研究・活動を通じて、わずかであるが東九条地域に関わった経験をもつからである。私は、三章（二章と八章の一部でも）で取り上げられているカトリック教会系社会福祉法人・「希望の家」が京都市の指定管理事業として運営する京都市地域・多文化交流ネットワークセンターに出入りしている。この経緯を書いてよいかどうかわからない。また、余談になってしまうので、手短かに説明しよう。二〇一二年、カトリック教会を拠点として活動するフィリピン人グループがネットワークセンターの活動登録団体になることをすすめてほしいという話が山本からあった。私は山本と同じ大学院の院生仲間であり、フィリピン人グループと長く関わってきた文化人類学・フィリピン人移民の研究者である。その時、私はすぐにフィリピン人グループの主要メンバーに施設を見学してもらうようにお願いした。主要メンバーの一部が東九条地域に居住してい

たこともあり、すぐにネットワークサロンへの登録が決まった。これはさまざまな地域に分散して生活するフィリピン人グループにとつて、ある特定の地域と関わりを作るといって画期的であった。また、本書の文脈に沿って考えると、このことはその多くがカトリックの信徒であり、カトリック教会を拠点としているフィリピン人グループが宗教的なつながりからカトリック系の社会福祉法人が運営する東九条の団体に関わった動きである。三章でも指摘されているように希望の家は、部外者という立場から東九条地域で宣教活動を控えるようにとされてきたことを考えると若干の「逸脱」だったかもしれない。また、フィリピン人グループが東九条を活動拠点とする動きは「隣保事業」の後継として、在日コリアン集住地域での「都市下層」対策の新しい視点である「地域・多文化交流」という視点に相乗した動きであったように感じる。しかし、このような「逸脱」と「相乗」のおかげで、後になって、東九条地域にも一定数のフィリピン人住民がいることがみえてきた。さて、本題にもどる。私は本書に記述されていることを中心とし

ながらも、私も山本の活動に巻き込まれる形で東九条地域にわずかながら関わった経験も考慮し、なかでも、よそ者がカテゴリー／属性に縛られながらも、差別を是正しようとする実践に関わる意味について考えながら、本書の意義を紹介したい。

二、崇仁・東九条地域における住民主体の現在

本書での研究における特質的な点は、部落、在日朝鮮人、共産主義、キリスト教、地域住民、よそ者、そして、研究者などの人びとが参画するそれぞれの主義主張をもった社会運動が、崇仁・東九条両地域において、その差別されるカテゴリー／属性に完全に縛られるわけでもない。かといって、カテゴリー／属性から離れ、個々人がばらばらに個人行動を行うことや、まったく新しい運動を立ち上げるわけでもない。行政権力との交渉や対峙先となる主要な社会運動体に移り変わりながらも反差別を指向する実践を展開してきたことである。筆者が指摘するように、これまでの社会運動の過程において、差別されるカテゴリー／属性に縛られず、抜け出る個々人の「被／差別体験のリアリティ」に

焦点が当てられていた。筆者は本書において、それを行わず、「カテゴリー／属性」化された運動体の再生産過程が行政権力との交渉過程にあったということに大きな意義づけを行っている。紙面の関係上すべてを取り上げることができないので、崇仁・東九条両地域において、どのような運動体の変容と行政権力の交渉過程があったのか。さらに、その結果として、地域はどのように変化したのかを本書の内容に沿って説明したい。

第1部1章と2章において、一九五〇年代から二〇〇〇年代までの崇仁・東九条両地域についての変遷・歴史的背景がまとめられている。同和地区とスラムの形成、特に「同和地区」であった崇仁地域とそうではない東九条地域では在日コリアンと被差別部落出身者また外部からの下層民の定着など混住が形成されていた。中でも、東九条地域において「部落」と「在日」の人々が混住するなかで、住民主体の運動が「部落」、「在日」双方の青年たちの運動によって、民族性を考慮しつつ「住民性」を強調し、行政権力と対峙していった状況が記述されている。この動きは、のちに「不法占拠地

域」と呼ばれた場所のコミュニティを維持したまま住宅が建設されるという成果を挙げている。

3章では主に、東九条地域において、よそ者であるキリスト教者が中心となって社会福祉事業の観点から、運動を展開したカトリック系社会福祉施設「希望の家」の活動を中心とした住民主体形成について検討されている。「希望の家」は、当初は、よそ者ながらも地域に緊張をもたらす宣教をあえて控え、社会福祉活動の実践を意識した活動を展開してきた。それは、状況や方法では異なるものの、川崎市の社会福祉法人「青丘社」と通じるものがある。そして、住民の中からは、外部の学生活動者などの参画が地域を「モルモット扱い」しているという批判がありながらも、よそ者では収まらない反差別活動と社会発展の地域化を形成した。山本の検討に補足すると、カトリックとプロテスタントによるエキクメニカルな運動の要素が多く含まれている。

4章では、「不法占拠地域」と考えられてきた「松ノ木町四〇番地」の事例に焦点が当てられている。住民の大半が在日コリアンであったことから、民族性を意識し

た反差別としての運動と住民性を前面に出した生活環境改善の達成のための運動という双方の側面がぶつかり合いながらも、時には一方、時には双方を強調する動きが展開される住民運動の模様、さらにそこから作られる「共同性」が描かれている。

5章では、東九条における「部落」と「在日」の混住と総合セツルメントとしての福祉、教育、文化の充実のため「希望の家」が社会福祉法人化された以降の動きがまとめられている。住民、自治会、キリスト者、青年たちがさまざまに錯綜、対立、離合集散状態を経ながらも、運動の骨格を構築していく様子に焦点が当てられている。そして、これこそが山本が言うところの「住民主体」であろう。私はこの動きが現在の「地域・多文化交流」の動きにつながる葛藤であったと考えている。

第II部6章では、行政が同和行政に同和地区／非同和地区、同和地区住民／非同和地区住民という分断的な政策、属地・属人の執行基準を持ち込み、結果として、住民を分断することになったことが検討されている。社会運動の一部がこのような基準の画一化に加担

した側面もあつた。そこには一定の「逸脱」がみられたことや、別途の施策を模索する実践があったことが分析されている。

7章では、権力が「ポスト」同和行政を意識し、同和地区の住民と部落解放団体の要求と相いれない際に持ち出される、住民の自立と行政の主体性の確保という論理によって行われる施策の廃止・撤退の過程が注目されている。崇仁地域周辺ではそれが「隣保館」の撤退と、「同和地区」という歴史性の継承を無視した形でコミュニティセンターの指定管理業者選定にみられたことが明らかにされている。

8章では、同和行政による隣保事業の廃止後の後継政策としての「多文化共生」事業の経緯については、「希望の家」が京都市の指定管理者制度により運営する「京都市地域・多文化交流ネットワークセンター」が、崇仁地域では、隣保館の廃止後、市民活動の拠点として「いきいき市民活動センター」が、それぞれ設置された。東九条・崇仁両地域での事業は単なる地域の社会福祉活動ではなく、「多文化化」の中には、地域の被差別の経験を歴史の大部分として継承し、

絶やすことなく、「総合セツルメント」を意識した文化的増進事業を推進する必要性が強調されている。

9章では、崇仁地域の動きが焦点化され、行政が推進する地域の町内会・自治体、NPO、市民団体などを巻き込んで実施する「エリアマネジメント」という方法がやや批判的に論じられている。山本は、「エリアマネジメント」の視点に立ち、地域内で行われる新たな公共施設の設置、柳原記念銀行資料館の運営、資料館で開催される地域企画やまちづくりのためのイベントが実施される際、その動向が住民主体を損ねないように注視する必要があると強調している。「被差別部落」の歴史を消し去るのではなく、地域の歴史性を継承するまちづくりこそが崇仁地域のあるべき住民主体であること

を論じている。

以上が、本書における崇仁・東九条両地域において行われた「差別と住民主体の〈京都論〉」というべき中身である。

三、既存の社会運動を刷新するよそ者？―研究者

それでは、崇仁・東九条両地域において、よそ者である「研究者」がカテゴリー／属性に縛られなが

らも、差別を是正しようとする実践、さらにその向こうにみえる地域づくりに関わる意味について考へたい。山本は主に、序章、終章で社会学における「研究者」の位置に関する当該議論の変遷を踏まえて論じている。しかし、本書のすべての読者が必ずしも研究者ではないので、ここでは、社会学や学術的な視点を重視しつつも、やや「逸脱」した話をしたい。

東九条・崇仁両地域に関わる非住民の「研究者」にカテゴリーされるだろう大学教員、大学院生、大学生は非常に多い。自身のことを棚上げすると多すぎると言ってもよい。例えば、両地域で何か祭りや地域イベントが開催され、会場に行くとき必ず多くの「研究者」をみかける。

そして、多くの論文、レポートが書かれている。それらは、住民運動や主体形成、社会福祉活動の推進、まちづくりに「役立つ」場合もあるし、そうではない場合もある。また、地域内の人間関係の潤滑油になるといって重宝される「研究者」がいるのも事実である。私自身もこの点はまったく大きなことは言えず、批判する立場ではない。しかし、地域への関

わり方の度合いは、それぞれ個人にゆだねられるものの、研究者の活動範囲や関わり方には常に地域に住む人々の視線がそがれていく。つまり、地域の人々は「研究者」を「頼りになる人」、「肝心なときにいない人」などとみているかもしれない。山本は彼自身の活動が一部の研究者からみるとフィールドに深入りし過ぎていと映るといって自己分析を行っている。しかし、私はむしろ、深入りする必要不可欠ではないかと考えている。なぜなら、崇仁・東九条地域において、住民たちが「部落」、「在日」またそれ以外の存在としてカテゴリー／属性に縛られながらも時にひとつの住民運動に参加したり、同時に複数の団体に関わったり、運動体を渡り歩いたり、離合集散したり、ということを繰り返しながら行政権力とやり合う住民主体を形成している。私は、山本が実践した関係する時期を変えながらもさまざまな団体に関与する姿勢は、住民が行う運動体間の往来や、同時に複数と関わり、ネットワークを形成することを模倣しているような動きであるのではないかと考える。住民運動のエスノグラフィの作成にはこのような動

きが重要であると思う。山本が実践したような、時に「研究者」、「活動家」、「ボランティア／支援者」という複数のカテゴリー／属性を引き受けることは決してフィールドに深入りする「オーバールール」ではない。いやむしろ「オーバールール」な研究・実践が行われるべきである。山本が論じるように、各層の人々がどのような認識を持っているのかの検証や、ある紛争や係争課題が一端終息を迎えたあと、「研究者」自身の関わりがどのように作用しているのかなどを考えることもできる。

「研究者」自身が現場で複数のカテゴリー／属性を完全に固定化・相対化せず、常に住民と共にではないにしても、住民の動きを模倣するかのよう動いてこそはじめて、行政権力と交渉してきた主体そのものがみえてくるのではないだろうか。差別的住民運動における主体形成のエスノグラフィには、カテゴリー／属性に縛られながらも、すべてを破壊し、刷新するのではなく、既存の運動の中で、右往左往することによって形成される主体が必ずある。そう確信させてくれる一冊である。

（皇洋書房刊、二〇二〇年、四一〇〇円＋税）

特集 世界のなかの部落問題 近現代史

水平社と衡平社 連帯への試練 八箇亮仁／部落出身者の
ハワイ・北米移民 友常勉／松本治一郎と中国・アジア
森山沾一／ガンディーの思想と西光万吉の和栄政策 加藤昌彦

本の紹介

竹内渉『戦後アイヌ民族活動史』 岡和田晃／豊里友行
『おきなわ 辺野古の貌—今を撮る 豊里友行フォト・アイ』 川瀬俊治／ナナ・クワメ・アジェイ＝ブレニヤ
著、押野素子訳『フライデー・ブラック』 善野焔

短大で人権同和教育を授業してみた 加藤陽一

大坂なおみさん「黒人虐殺」への怒り BLM運動に呼応するプロスポーツ選手 藤田正

もう一つの隔離 ハンセン病療養所附属保育所を生きて

1 「本妙寺部落」狩込みに遭う 福岡安則

春告鳥は地を這う 戦後部落解放運動史の検証と再考 1

戦後部落解放運動の再建と水平社運動の継承 谷元昭信

部落解放 798 (解放出版社刊, 2020. 12) : 600円

特集 SDGsと教育

本の紹介

善野焔『旅の序章』 佐伯一麦／黒川みどり・山田智

『評伝 竹内好—その思想と生涯』 手島一雄

デジタルアーカイブと部落史研究 矢野治世美

西成で学びあう 下 谷元摩矢, 黒川優子

もう一つの隔離 ハンセン病療養所附属保育所を生きて

2 一歳のときに「湯之沢部落」解散 福岡安則

春告鳥は地を這う 戦後部落解放運動史の検証と再考 2

戦後民主改革をめぐる保革の激闘 谷元昭信

部落解放研究 213 (部落解放・人権研究所刊, 2020. 11) : 2,000円

特集 部落差別解消推進法の具体化に向けた課題と可能性
法務省実態調査報告書の不十分点と結果から見えてきた
課題—差別事例調査とインターネット調査結果を中心に—
北口末広／部落差別事象の現状把握と対応をめぐる
諸課題 内田龍史・妻木進吾・齋藤直子／「ネット上の
差別書き込みのモニタリング削除依頼の実施状況につな
げる アンケート調査報告」を差別解消への政策につなげ
る 松村元樹／差別解消の視点をもった地域共生社会実
現に向けた隣保館の活用 川口寿弘

衡平社社則第四条をめぐる 渡辺俊雄

中世におけるユダヤ人・「ジプシー」・河原者をめぐる

「特権」言説 竹沢泰子

第一次部落解放教育計画において提示された「反差別の
論理」の必然性—日本教職員組合教育制度検討委員会報
告批判という文脈に着目して 板山勝樹

コミュニティ・オーガナイズングによる社会変革の共創
—高槻富田地区子どもの居場所づくりの取り組み— 岡
本工介

資料解説 「全国部落調査・復刻版」出版差し止め裁判
に対する内田「意見書」 内田龍史

部落解放研究 27 (広島部落解放研究所刊, 2020. 12) :

2,000円

すべての子どもに豊かな教育と進路を保障するために—
広島県「子供の生活に関する実態調査」から見える課題
山下真澄

スクラムユニオン・ひろしまの歩みから 土屋信三

外国人労働者の現場からの報告 小松公寛

性の多様性の認めらるる社会に向けて—人権と社会意識の
狭間で 河口和也

方法としての「朝鮮」—森崎和江におけるインターセク
ションナリティ 松井理恵

朝鮮戦争と2つの家族—個人の歴史的経験と意識の変容
安錦珠

「是旃(梅)陀羅」解釈に関する備後教区方法論の問題
1 沖和史

福山市のモニタリング事業と啓発活動—インターネット
による人権侵害に対する取組について 高橋雅和

部落解放研究くまもと 80 (熊本県部落解放研究会刊,
2020. 11)

特集 感染症と差別

感染症、洋の東西とその歴史—新型コロナによせて 花
田昌宣／新型コロナウイルス感染症と人権 矢野治世美

河原巻物との出会い 吉田文男

部落史研究 5 (全国部落史研究会刊, 2020. 3) : 2,000円

特集 第25回全国部落史研究大会

全体会 パネルディスカッション 情報化社会と部落史研
究の課題—人名、地名、絵図などの公開にふれて 鈴木
英生・花井十伍・廣岡浄進・割石忠典

前近代史分科会

長宗我部検地帳に見る赤岡浦坂者とその後の生業 宇賀
平／近世初期検地と被差別民—「肥後国検地諸帳」を手
掛かりに 矢野治世美

近現代史分科会

高度経済成長と被差別部落における生活実態の変化 石
元清英／コメント 高度経済成長期への胎動—1950年代
の部落問題 渡辺俊雄

資料 長谷川豊氏の発言問題についての総会決議 全国部
落史研究会

戦後の静岡県における被差別部落—同和对策事業特別措
置法制定まで 篠原那由多

全国部落史研究会会員 著書・論文等目録 (2019年1月～
2019年12月)

各地研究所(会) 紀要などの紹介 (2019年1月～12月)

むこうにみえるは ウェーブ21通信 19 (人権ネット
ワーク・ウェーブ21刊, 2020. 11)

国勢調査小地域集計から見る改進黨地区 3 妻木進吾

ルシファー 23 (水平社博物館刊, 2020. 10. 31) : 500円

公開講座報告

全国水平社創立宣言の歴史的意義 朝治武／西光万吉と
和栄政策—日本最初の国際平和貢献政策 加藤昌彦

和歌山研究所通信 71 (和歌山人権研究所刊, 2021. 1)

B L M運動に連帯するために 小笠原正仁

渡辺正恵

在日朝鮮人運動史研究会編『在日朝鮮人史研究』総目次
(第1号～第50号) 平田賢一

人権と部落問題 941 (部落問題研究所刊, 2020. 11) :
600円

特集 コロナ禍が浮き彫りにした日本の教育
コロナ禍と差別問題 藤原辰史

ごった煮人生をふり返って 28 卒業論文と修士論文を巡って 成澤榮壽

人権と部落問題 942 (部落問題研究所刊, 2020. 12) :
600円

特集 法務省「部落差別の実態に係る調査結果」の検証
日本学術会議新期会員の任命拒否について(声明) 部
落問題研究所理事会・研究委員会

本棚 北大開示文書研究会編『アイヌの権利とは何か』
殿平善彦

文芸の散歩道 高山羽根子『首里の馬』 松井浩

ごった煮人生をふり返って 29 院生から高校教員に 成
澤榮壽

振興会通信 154 (同和教育振興会刊, 2020. 9)
同朋運動史の窓 60 左右田昌幸

振興会通信 155 (同和教育振興会刊, 2020. 11)
同朋運動史の窓 61 左右田昌幸

月刊スティグマ 291 (千葉県人権センター刊, 2020. 1
0) : 500円

特集 同和教育で学んだことを教室で返す

月刊スティグマ 292 (千葉県人権センター刊, 2020. 1
1) : 500円

特集 「福田村事件」が現代に問いかけるもの

月刊スティグマ 293 (千葉県人権センター刊, 2020. 1
2) : 500円

差別とは何か、偏見とは何か その1—ハンセン病家族訴
訟にかかわって— 福岡安則

月刊地域と人権 438 (全国地域人権運動総連合刊, 20
20. 10)

法務省「推進法」6条調査 「解同」に付度の「差別意識」
実態調査 調査結果は部落問題の解消示す 植山光朗
部落差別の実態に係る調査結果報告書について私見 吉
岡昇

月刊地域と人権 439 (全国地域人権運動総連合刊, 20
20. 11)

水平社創立百周年を部落問題解消のゴールに 1 新しい
「差別意識」解消は法・条例より、人権を本音で語れる
地域づくりで 植山光朗

月刊地域と人権 440 (全国地域人権運動総連合刊, 20
20. 12)

全国水平社創立100周年 部落解放運動100年の歴史 1 丹
波正史

地域と人権京都 822 (京都地域人権運動連合会刊, 20
20. 10. 1) : 150円

戦後京都市の部落解放運動と同和行政の沿革 9 川部昇

地域と人権京都 823 (京都地域人権運動連合会刊, 20
20. 10. 15) : 150円

戦後京都市の部落解放運動と同和行政の沿革 10 川部昇

地域と人権京都 824 (京都地域人権運動連合会刊, 20
20. 11. 1) : 150円

戦後京都市の部落解放運動と同和行政の沿革 11 川部昇

地域と人権京都 825 (京都地域人権運動連合会刊, 20
20. 11. 15) : 150円

戦後京都市の部落解放運動と同和行政の沿革 12 川部昇

地域と人権京都 826 (京都地域人権運動連合会刊, 20
20. 12. 1) : 150円

戦後京都市の部落解放運動と同和行政の沿革 13 川部昇

地域と人権京都 827 (京都地域人権運動連合会刊, 20
20. 12. 15) : 150円

戦後京都市の部落解放運動と同和行政の沿革 14 川部昇

であい 702 (全国人権教育研究協議会刊, 2020. 9) : 1
60円

人権文化を拓く 274 “台所”で人権文化を耕しません
か? 富田富士也

であい 703 (全国人権教育研究協議会刊, 2020. 10) :
160円

ハンセン病と新型コロナウイルス 小川秀幸

日本の公立学校で働く外国籍教員について～共に子ども
たちと向き合うために～ 1 古川正博

人権文化を拓く 275 夜間中学が切り拓いてきた人権文
化を継承するために 江口怜

であい 704 (全国人権教育研究協議会刊, 2020. 11) :
160円

差別が根差す社会に生きるすべての人が「当事者」であ
る～「水平社」がめざす「人類最高の完成」に向かって
～ 松村元樹

日本の公立学校で働く外国籍教員について～共に子ども
たちと向き合うために～ 2 古川正博

人権文化を拓く 276 「私は差別に反対する」の意思表
明を! 木村元彦

日本史研究 698 (日本史研究会刊, 2020. 10) : 750円

書評 村上紀夫著『近世京都寺社の文化史』 石津裕之

ヒューマンライツ 391 (部落解放・人権研究所刊, 20
20. 10) : 500円

特集 パワハラ防止法—事業主に課せられた義務とは

ヒューマンライツ 392 (部落解放・人権研究所刊, 20
20. 11) : 500円

特集 教育現場におけるこれからの人権教育—佐賀県の
取り組みから

ヒューマンライツ 393 (部落解放・人権研究所刊, 20
20. 12) : 500円

特集 部落差別解消の取り組みをどう進めるか

部落解放 796 (解放出版社刊, 2020. 10) : 1,000円

特集 解放教育 学校を変える被差別マイノリティの子ど
もたち 7

部落解放 797 (解放出版社刊, 2020. 11) : 600円

品川支部結成から47年のあゆみ 高橋篤子

解放新聞東京版 994 (解放新聞社東京支局刊, 2020. 12. 15) : 95円

私と荒川支部女性部 差別に立ち向かう強さと明るさに溢れた姿を見てきた 小野崎佳代

解放新聞奈良県版 1136 (解放新聞社奈良支局刊, 2020. 11. 25) : 50円

「両側から超える」部落解放運動とは 1 伊藤満

解放新聞奈良県版 1137 (解放新聞社奈良支局刊, 2020. 12. 10) : 50円

「両側から超える」部落解放運動とは 2 伊藤満

解放新聞奈良県版 1138 (解放新聞社奈良支局刊, 2020. 12. 25) : 50円

「両側から超える」部落解放運動とは 3 伊藤満

解放新聞広島県版 2364 (解放新聞社広島支局刊, 2020. 9. 25)

小森龍邦一『わが闘魂の半生』 10

解放新聞広島県版 2365 (解放新聞社広島支局刊, 2020. 10. 5)

小森龍邦一『わが闘魂の半生』 11

解放新聞広島県版 2366 (解放新聞社広島支局刊, 2020. 10. 15)

小森龍邦一『わが闘魂の半生』 12

解放新聞広島県版 2367 (解放新聞社広島支局刊, 2020. 10. 25)

小森龍邦一『わが闘魂の半生』 13

解放新聞広島県版 2368 (解放新聞社広島支局刊, 2020. 11. 5)

小森龍邦一『わが闘魂の半生』 14

解放新聞広島県版 2369 (解放新聞社広島支局刊, 2020. 11. 15)

小森龍邦一『わが闘魂の半生』 15

語る・かたる・トーク 308 (横浜国際人権センター刊, 2020. 10) : 550円

語る・かたる・エッセー 中高生とともに差別と闘う
「写真に写るカレン」 吉成タダシ

語る・かたる・トーク 309 (横浜国際人権センター刊, 2020. 11) : 550円

語る・かたる・エッセー 中高生とともに差別と闘う
「ミナコの本音」 吉成タダシ

**カトリック大阪教会管区部落差別人権活動センター
たより 57** (カトリック大阪教会管区部落差別人権活動センター刊, 2020. 10)

コロナ禍と日本社会の差別構造に関する一考察 谷元昭信

かわとはきもの 193 (東京都立皮革技術センター台東支所刊, 2020. 9)

靴の歴史散歩 138 稲川實

皮革関連統計資料

関西大学人権問題研究室紀要 80 (関西大学人権問題研究室刊, 2020. 10)

公開シンポジウム スポーツとジェンダー～「男らしさ

の競技場と性／別～

オリンピックニュースとジェンダー 日本の報道傾向と新たなコミュニケーションの構築に向けて 小林直美／サーフィンのオリンピック種目化がもたらす意義と課題 水野英莉／スポーツにおける公平性と多様な性 IAAFによるDSD規定に関して 松下千雅子

高い感性をもつ人 (Highly Sensitive Person) と敏感肌 串崎真志

大阪渡辺村の発生期について—歴史研究への絵画史料の使用意義に触れつつ— 上杉聰

関西学院大学人権研究 24 (関西学院大学人権教育研究室刊, 2020. 3)

学生YMCAハンセン病療養所訪問プログラム50年史の研究—若者のボランティア行動がひらくライフストーリー— 岩坂二規

日本語指導が必要な外国人生徒への進路支援と課題—兵庫県の公立高校入試の外国人特別枠制度と帰国生推薦入試— 辻本久夫

2019年度人権教育研究室研究会主催・公開研究会報告—日常生活を脅かす人権侵害に抗って— 阿部潔

難民問題への本学の取り組み—2019年度— 打樋啓史
第7回関学レインボーウィークを中心とした関西学院における多様性尊重の取り組み : Kwansai Grand Challenge 2039にむけて 武田丈, 織田佳晃

京都市地域・多文化交流ネットワークサロン通信 35 (京都市地域・多文化交流ネットワークサロン刊, 2020. 10)

接しなくても心が通う交流で縁をつなげたい 南珣賢

「東九条の語り部たち」 朴実さん青年期編

グローブ 103 (世界人権問題研究センター刊, 2020. 10)

京都市中央卸売市場と崇仁 奥山典子

テラスのような大学を目指して～2023年度、京都の玄關口・京都駅の東部エリアへ移転～ 赤松玉女

KG人権ブックレット 26 (関西学院大学人権教育研究室刊, 2020. 3)

自分らしく生きる～多様性を認めていく中から生まれるフルインクルージョン～ 玉木幸則

「未開の知」に触れる—2020東京オリパラを迎える前に— 広瀬浩二郎

原発事故後を共に生きる 石塚裕子, 志賀徳子

国際人権ひろば 154 (アジア・太平洋人権情報センター刊, 2020. 11) : 350円

特集 ジェンダー平等はどこまで達成?～北京女性会議25年に寄せて

在日朝鮮人史研究 50 (在日朝鮮人運動史研究会編, 2020. 10) : 2,400円

鄭泰重の生涯と活動—1930年代京都における活動を中心に— 水野直樹

取調記録を通じてたどる「2.8独立宣言」への道程 宮本正明

宝塚韓国小学校 残された記録から—1957年度史料紹介

収集逐次刊行物目次 (2020年10月～12月受入)

～各逐次刊行物の目次の中から部落問題関係のものを中心にピックアップしました～

愛生 827 (長島愛生園刊, 2020. 10)

コロナ禍に思う事 2 感染症でゼロリスクを迫及する弊害、ハンセン病の歴史を繰り返さないために何を教訓とするか 山本典良

コロナウィルス流行の陰に 尾崎元昭

明日を拓く 125 (東日本部落解放研究所刊, 2020. 9) : 1,000円

特集 アイヌ施策推進法と首都圏のアイヌ民族

明日を拓く 126 (東日本部落解放研究所刊, 2020. 10) : 1,000円

特集 中央大学生、皮革のまちを訪ねる

IMADR通信 204 (反差別国際運動刊, 2020. 11)

特集 コロナ・パンデミックと制度的差別

現代の部落差別を支える「制度」とは何か 川崎那恵

ウィングスきょうと 160 (京都市男女共同参画推進協会刊, 2020. 10)

図書情報室新刊案内

ういめん メディアで働く女性ネットワーク編著『マスクコミ・セクハラ白書』/CCCメディアハウス編刊『PENペンno. 497 2020 いまこそ、「ジェンダー」の話をしよう。』

ウィングスきょうと 161 (京都市男女共同参画推進協会刊, 2020. 12)

図書情報室新刊案内

東谷由香著『働き方改革で伸びる女性 つぶれる女性』/清田隆之著『さよなら、俺たち』

解放新聞 2969 (解放新聞社刊, 2020. 10. 25) : 115円
本の紹介 大阪府・大阪府済生会ハンセン病回復者支援センター・ハンセン病関西退所者原告団いちょうの会編著『いのちの輝き ハンセン病療養所退所者の体験記』

解放新聞 2971 (解放新聞社刊, 2020. 11. 15) : 115円
部落解放運動と文学表現活動の可能性と希望 善野狼

解放新聞 2972 (解放新聞社刊, 2020. 11. 25) : 115円
リパティセミナー2020 大阪の中の沖縄を歩く

本の紹介 源淳子編著『いつまで続く「女人禁制」 排除

と差別の日本社会をたどる』 石元清英

解放新聞 2973 (解放新聞社刊, 2020. 12. 5) : 115円
本の紹介 兵庫在日外国人入籍協会刊『閉じ込められた命—ハンセン病と朝鮮人差別』 福岡安則

解放新聞 2975 (解放新聞社刊, 2020. 12. 25) : 115円
本の紹介 奥田均・高橋典男・土田光子著『暴露と曲解 部落ってどこ?』 谷川雅彦

解放新聞京都版 1193 (解放新聞社京都支局刊, 2020. 10. 15) : 70円

でっち上げ痴漢冤罪事件 私は「やっていない」!それが真実 2 橋本幸樹

解放新聞京都版 1194 (解放新聞社京都支局刊, 2020. 11. 1) : 70円

でっち上げ痴漢冤罪事件 私は「やっていない」!それが真実 3 橋本幸樹

解放新聞京都版 1195 (解放新聞社京都支局刊, 2020. 11. 15) : 70円

でっち上げ痴漢冤罪事件 私は「やっていない」!それが真実 4 橋本幸樹

解放新聞東京版 990 (解放新聞社東京支局刊, 2020. 10. 15) : 95円

企業の社会的責任として部落差別をなくすために 2 水野松男

解放新聞東京版 991 (解放新聞社東京支局刊, 2020. 11. 1) : 95円

企業の社会的責任として部落差別をなくすために 3 水野松男

皮革のまち木下川地区と墨田支部の歩み～1970年代を振り返って～ 藤本忠義

解放新聞東京版 992 (解放新聞社東京支局刊, 2020. 11. 15) : 95円

江東支部のあゆみ 差別への怒りを原点に部落解放運動を展開 飯塚康浩

解放新聞東京版 993 (解放新聞社東京支局刊, 2020. 12. 1) : 95円

事務局よりお知らせ

◇「2020年度差別の歴史を考える連続講座」が無事に終了しました。3月末には講演録を発刊予定です。ご希望の方は下記までご連絡下さい。

□所在地 〒603-8151 京都市北区小山下総町5-1 京都府部落解放センター 3階

□TEL/FAX 075-415-1032

□URL <http://shiryo.suishinkyokai.jp>

□開室日時 月曜日～水曜日・金曜日・第2・4土曜日 10時～17時(祝日・年末年始は休みます)

□交通機関 市営地下鉄烏丸線「鞍馬口」駅(京都駅より約10分)下車 北へ徒歩5分